

米のカドミウム汚染に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十四年四月二十五日

参議院議長 倉田 寛之 殿

中村 敦夫

## 米のカドミウム汚染に関する再質問主意書

一、二〇〇二年四月十九日に受領した「米のカドミウム汚染に関する質問主意書」への答弁書の「一について」によると、政府は「米のカドミウムの含有状況に関する情報については、米の安全性と米に対する国民の安心を確保する上でも、正確かつ積極的に公開することが重要であると考えている」と答弁している。その上で、「このような観点から」「毎年、米に含まれるカドミウムの調査を実施」していると述べている。

しかし、答弁書の「二について」では、一転して調査結果の一部を非公開としている。その理由として、「調査対象者等から公表の了解を得ていないため」と、矛盾した答弁をしている。

なぜ、「米のカドミウムの含有状況に関する情報については、米の安全性と米に対する国民の安心を確保する上でも、正確かつ積極的に公開することが重要であると考えている」という「観点から」実施している調査にも関わらず、非公開部分について「調査対象者等から公表の了解を得」なかつたのか。

二、過去五か年の米のカドミウム汚染に関する調査結果について、「正確かつ積極的に公開することが重要」という観点から、市町村、分析試料点数及び検出数値をそれぞれ明らかにされたい。

右質問する。